

光英 VERITAS 中学校学則

光英 VERITAS 中学校学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、教育基本法及び学校教育法に則し、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施し、心身ともに健全な人間を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、光英 VERITAS 中学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、千葉県松戸市秋山 6 0 0 に置く。

第 2 章 学級編制及び収容定員

(学級編制及び収容定員)

第 4 条 本校の生徒収容定員は、次の表のとおりとする。

入学定員 (学級数)	総 定 員 (学級数)
1 6 0 名 (4 学級)	4 8 0 名 (1 2 学級)

2 各学級の収容定員は、原則として 4 0 名以下とする。

第 3 章 修業年限・学年・学期及び休業日等

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、3 年とする。

(学年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日・臨時授業及び臨時休業日)

第 8 条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日 曜 日

- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 学園創立記念日（4月27日）
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
 - (6) 春季休業
 - (7) 千葉県民の日（6月15日）
- 2 前項第4号から第6号までの期間は、校長が別に定める。
- 3 教育上必要があり、かつ、止むを得ない事情があるときは、第1項にかかわらず休業日に臨時授業を行うことがある。
- 4 非常変災その他特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学・退学及び転学等

（入学資格）

第9条 本校に入学することのできる者は、身体強健・品行方正の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 小学校を卒業した者
- (2) 前号に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における6年の課程を修了した者

（入学の出願）

第10条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に入学検定料を添えて所定の期日までに校長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第12条 前条の選考の結果適正と認められ、かつ、本校に入学しようとする者は、所定の書類に保護者及び保証人連署の誓約書に入学に必要な費用を添えて、所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

- 2 前項の手続きを完了した者に対して、校長は入学を許可する。

（保護者・保証人）

第13条 保護者は親権者又は後見人とする。

- 2 保証人は千葉県内又はその周辺に居住し、満31才以上の公民権を有し、独立した生計を営む者若しくは本校で適当と認めた者とする。
- 3 保護者・保証人は、その生徒の在学中、生徒に係る一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

（保護者・保証人の変動）

第14条 保護者又は保証人が転籍・転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動を生じたときは、生徒は速やかに、校長に保護者及び保証人連署の誓約書を添えて変更の届出を

行わなければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失そう又は後見開始の審判若しくは破産等に係るものであるときは、改めて保護者又は保証人を定めなければならない。
- 3 保証人が適当でない認められるときは、変更させることがある。

(転入学)

第15条 他の中学校より転入学を志願する者があるときは、特別の事情がある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。ただし、本校に欠員がある場合に限る。

(退学及び転学)

第16条 修学中、疾病その他止むを得ない事情により、中途退学若しくは他の中学校に転学を希望する者は、所定の用紙にその理由を記入し、保護者より願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第17条前条の規定により、転学又は退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、その事由により再入学させることがある。ただし、本校に欠員ある場合に限る。

(出席停止)

第18条 伝染病の疾病にかかり若しくはその虞のある生徒に対し、校長は学校医又は保健所長の意見を聞いて出席停止を命ずることがある。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は除籍することがある。

- (1) 正当な理由がなく指定期間内に学費を納付しない者
- (2) 長期間に亘り所在不明の者

第5章 教育課程・学習評価及び卒業等

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、中学校学習指導要領に定める基準を標準として、別表1(1)及び別表1(2)に定める教科並びに特別活動及び学校行事等により編成する。

(学習評価)

第21条 生徒が本校の定める教育計画に従って教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が満足できると評価された場合は、校長は当該学年の学年末にその教科・科目について所定の課程を修了したことを認定する。

(卒業)

第22条 校長は前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了し、かつ、第25条の規定並びに校長が定めた条件を満たしたと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第23条 生徒が長期欠席その他の事由により、所定の課程を修了せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原学年に留め置くことがある。

第6章 入学検定料及び授業料等納付金

(入学検定料及び授業料等納付金)

第24条 本校の入学検定料、入学金、施設設備費、授業料及び設備維持費（以下「授業料等」という。）は別表のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第25条 入学金は、入学手続き時に納入しなければならない。

- 2 施設設備費は、入学手続き時及び各年次に分割して納入するものとし、本校が指定する所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 授業料及び設備維持費は、生徒の在籍中は出席の有無にかかわらず、年2回に分けて納入するものとし、本校が指定する所定の期日までに納入しなければならない。ただし、生徒が休学している場合は、当該休学期間中の授業料及び設備維持費の納入を免除することがある。
- 4 学業成績の優れた者など、授業料等の減免に関する事項は、別に定める。
- 5 経済的理由その他やむを得ない事情があると認める場合は、授業料等の納入期日の延期又は分割納入を許可することがある。

(納付金の不還付)

第26条 既納の授業料等は、原則として返還しない。

第7章 職員組織

(職員)

第27条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教頭 1名
 - (3) 教諭 12名
 - (4) 養護教諭 1名
 - (5) 司書教諭 1名
 - (6) 事務職員 1名
 - (7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 各1名
- 2 前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭その他の職員を置くことができる。ただし、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。
 - 3 第1項第3号の教諭には、助教諭及び講師を含む。
 - 4 前三項に定める職員のほか、名誉校長を置くことができる。

(職務)

第27条の2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどり、校長及び副校長に事故があるときは校長の職務を代理する。
- 4 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育又は生徒の養護をつかさどる。
- 5 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 6 教諭は、生徒の教育をつかさどる。
- 7 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。
- 8 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 9 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 10 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 11 事務職員は、事務をつかさどる。
- 12 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、本校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 13 その他の職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第28条 生徒がその成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、ほう賞することがある

(懲戒)

第29条 校長及び教員は、生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があり、かつ、教育上必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、懲戒を加えることができる。

- 2 前項に定める懲戒のうち退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他本校生徒としての本分に反した者

第9章 そ の 他

(委任)

第30条 この学則に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年4月1日に入学した生徒については、第24条に規定する授業料等については同条の規定にかかわらず同生徒の卒業する昭和61年3月31日まで、昭和58年度徴収した額と同額とする。

附 則

- 1 この学則の改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に平成元年度の入学手続きを完了している者に係る入学金については、第24条の規定にかかわらず180,000円とする。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第20条に規定する教育課程は、新中学校学習指導要領（文部省告示第25号）に基づき、平成3年4月1日以降第1学年に入学する生徒から適用し学年進行をもって実施する。ただし、平成3年度2学年・3学年については現教育課程を適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度第3学年については、現教育課程を適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第20条に規定する教育課程は、平成9年度第1学年入学生より適用し学年進行をもって実施する。ただし、平成8年度以前の入学生については従前の教育課程を適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成13年度までの収容定員は次表のとおりとする。

平成12年度

	1年	2年	3年	計
定員	160	320	320	800

平成13年度

	1年	2年	3年	計
定員	160	160	320	640

附 則

- 1 この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第25条第3項の規定に関わらず、この学則の施行日前、既に在籍している者の授業料及び設備維持費は、毎月若しくは年2回に分けて所定の期日までに納入しなければならないものとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(別 表)

入学検定料及び授業料等納付金

令和3年度以降の入学者

区 分	納 付 金	
入学検定料 (検定時)	22,000 円	
入学金 (入学時のみ)	150,000 円	
施設設備費	(入学時)	150,000 円
	(2年次)	50,000 円
	(3年次)	50,000 円
	計	250,000 円
授 業 料 (月 額)	32,000 円	
設備維持費 (月 額)	16,000 円	

令和2年度以前の入学者 (同じ学年へ転入学する者も含む)

区 分	納 付 金	
入学検定料 (検定時)	20,000 円	
入学金 (入学時のみ)	230,000 円	
施設設備費	(入学時)	45,000 円
	(2年次)	40,000 円
	(3年次)	40,000 円
	計	125,000 円
授 業 料 (月 額)	38,800 円	
設備維持費 (月 額)	16,000 円	

別表1 (1)

教 育 課 程

光英 VERITAS 中学校

	科目名	第1学年	第2学年	第3学年	計
教科	国語	6	5	5	16
	社会	3	3	4	10
	数学	5	5	5	15
	理科	3	4	4	11
	音楽	1.5	1	1	3.5
	美術	1.5	1	1	3.5
	保健体育	3	3	3	9
	技術・家庭	2	2	1	5
	外国語	6	6	6	18
特別の教科である道徳 (小笠原流礼法)		1	1	1	3
特別活動		1	1	1	3
総合的な 学習の時間	Global Standard	1	1	1	6
	VERITAS 探究	1	1	1	
総授業時数		35	34	34	103

- ・この教育課程表を、令和3年度入学生より適用する。
- ・年間35週、週あたり授業時数は34時間である。1単位時間は50分授業とする。
- ・第1学年の音楽は、シリーズコンサート（聖徳大学実施）による音楽鑑賞を含む。
- ・第1学年の美術は、一日校外学習による美術館見学を含む。

教 育 課 程

光英 VERITAS 中学校

	科目名	第1学年	第2学年	第3学年	計
必修教科	国語	6	4	4	14
	社会	3	3	4	10
	数学	5	5	5	15
	理科	3	4	4	11
	音楽	1.5	1	1	3.5
	美術	1.5	1	1	3.5
	保健体育	3	3	3	9
	技術・家庭	2	2	1	5
	外国語	6	6	5	17
選択教科	選択英語		△ 1	△ 1	0~2
	選択国語		△ 1	△ 1	0~2
	選択数学			▲ 1	0~1
	選択技術・家庭			▲ 1	0~1
特別の教科である 道徳(礼法)		1	1	1	3
特別活動(学級活動)		1	1	1	3
総合的な 学習の時間	国際理解(英会話)	1	1	1	6
	自己表現	1	1	1	
総授業時数		35	34	34	103

- ・この教育課程表を、平成31年度入学生より適用する。
- ・年間35週、週あたり授業時数は34時間である。1単位時間は50分授業とする。
- ・第1学年の音楽は、シリーズコンサート(聖徳大学実施)による音楽鑑賞を含む。
- ・第1学年の美術は、一日校外学習による美術館見学を含む。
- ・選択教科は各学年△、▲の中からそれぞれ1教科ずつ選択する。